

レンタルサービス利用約款

西村音響店
2018年7月13日

このたびは、西村音響店のレンタルサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。お客様（以下「甲」という）は、西村音響店（以下「乙」という）のレンタル物件のご利用に際し、下記約款条項についてご了承いただくものといたします。

第1条 総則

本レンタル約款は、甲と乙との間のレンタル取引について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下の条文の規定を適用します。

第2条 レンタル物件

乙は甲に対し、レンタル申込書（以下「申込書」という）記載のレンタル物件（以下「物件」という）をレンタル約款に基づいて賃貸し、甲はこれを賃借します。

第3条 レンタル期間

レンタル期間は申込書記載の期間とします。物件の到着日より、使用日数を起算します。

第4条 料金とお支払い

レンタル開始前に、甲は定めた支払日までに賃貸料金を支払うものとします。支払日の指定は、レンタル開始日以前とします。代金引換をご利用の場合は、物件の引渡しと同時に、賃貸料金を支払うものとします。

第5条 保証金

甲はレンタル開始時、基本料金に併せて甲が定める保証金を支払うものとします。レンタル取引が終了し、物件が乙への返却を確認した後、乙は甲へ2日以内に保証金を返還します。

延滞料金が発生した場合は、保証金から差し引きます。延滞料金が保証金額以上となった場合には、乙は甲へ別途請求し、指定期日までに支払うものとします。

第6条 物件の引渡し

物件の配送は、申込書記載の住所のみとします。使用開始日は、甲に物件が到着した日付とします。甲の諸事情により、商品到着当日に受け取れなかった場合は、受け取りの可否に関わらず、使用を開始したものとみなします。

【例】7月1日に商品が到着するも、不在のため7月2日に受け取った場合。

⇒7月1日が使用開始日となります。

また、悪天候、自然災害等により、配送に遅延が発生しているときは、乙の承諾により使用開始日および返却日を繰り越すことができます。

第7条 動作保証

物件が到着した後、甲は直ちに動作確認を行うものとします。万が一、故障や不具合により、必要十分に使用できない場合は、使用開始日中に乙へ連絡するものとします。連絡がなき場合は、通常に使用可能な状態と判断します。

第8条 物件の返却

甲は、返却日となる当日に乙へ物件を発送するものとします。（返却日の消印有効）物件の返却が遅れた場合、甲は、以下に定める延滞料金を乙に支払うものとします。

【延滞料金=基本料金+（1泊あたりの賃貸料金×1.5×延滞日数）】

※1泊あたりの賃貸料金は、基本料金を泊数で割った料金です。

第9条 物件の滅失・毀損

1. 物件の引渡しから返却までに物件が滅失または毀損したときは、甲は乙にその旨を連絡し、乙の指示に従います。

2. 前項について、通常使用に基づく小傷や汚れは対象外です。物件の使用に支障をきたす損傷、および著しい外見の損傷等は対象となります。

【毀損例】外装部分における凹凸が顕著な大傷、誤使用による故障、

テープの切断、走行不良により再生不能な状態となった場合、録音内容の消去

第10条 禁止事項

甲は以下の行為をしてはならないものとします。

1. 物件を第三者に販売、譲渡、転貸すること、またはそれに順ずる行為

2. 物件の改造、分解、修理を行うこと

3. 物件を故意に破損させること、および内容を消去し使用不能な状態にすること

4. 万が一、物件を滅失および毀損した場合における連絡を怠ること

第11条 違約金

以下の場合、乙は甲に別途違約金として、保証金の5倍の金額を申し受けます。

1. 物件が返却日から2週間経過するも返却されない場合

2. 第10条における禁止事項を行った場合

第12条 使用に当たっての注意事項

物件は使用目的に合った使い方をして下さい。使用する際は予め、磁気ヘッド、キャプスタン、ピンチローラーの清掃を行い、テープの走行不良が無いようご注意ください。

第13条 利用料金の返金について

下記の事項を除き、利用料金の返金は致しかねますので、悪しからずご了承願います。

【返金対象となるもの】乙の都合により、物件の賃貸が困難となった場合。

第14条 免責事項

甲の不注意により生じた損害は、乙はその責を負わないものとします。

【例】誤った調整による不具合の発生技量不足により十分に使用できなかった場合

第15条 合意管轄

本契約に関する訴訟および調停の管轄裁判所は、岡崎簡易裁判所、または名古屋地方裁判所とします。

以上